

伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例の制定について

【概要版】

■条例制定の理由

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの重大事態が発生し、教育委員会からその報告を受けた際、対処又は同種事態の発生防止のため、必要があると認めた場合に再調査を行う附属機関を設置することから、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例」を制定するものです。

多くの市民の皆さまからのご意見をお待ちしております。

■条例の内容

(1) 設置

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき設置するもので、名称を「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例」とする。

(2) 所掌事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき次の事項を所掌する。

- ・教育委員会又はその設置する学校が行った重大事態に係る事実関係を明確にするための調査結果についての再調査及び審議

(3) 組織

学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員5人以内で組織する。

(4) 任期

委員の任期は委嘱の日から第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(5) 施行期日

公布日

(6) その他

条例制定に伴い、非常勤特別職職員の報酬に関する条例を一部改正し、同条例別表の附属機関に伊達市いじめ重大事態再調査委員会を追加する。